

ささえあい協賛金の会費への一元化について

○ 経過

平成 18 年の市町村合併に伴い、五つの社会福祉協議会も合併して奥州市社会福祉協議会となり、一般会費を 900 円及び一般の賛助会費を 1,000 円として運営を開始しました。

その後、平成 24 年に地域の福祉活動を充実するため、一般の賛助会費を「ささえあい協賛金」に名称を変更して、地域で集まったお金はその地域で活用できるように助成する制度に変更しました。

○ 現状と課題

一般会費やささえあい協賛金、共同募金や歳末たすけあい募金については、集金時期が異なることから、集金業務をする方と協力する各世帯等の双方に負担となっている地区もあります。

詳しくは、別紙 1 を参照願います。

「ささえあい協賛金」の納入率は、年々低下してきており、各地区福祉推進組織の活動を支える財政基盤が不安定になってきています。

「ささえあい協賛金」の取扱いは、各地域に大きな違いがあります。納入については、納入依頼を福祉活動推進員（行政区長）や地区振興会などとする地区があるほか、納付実績のある各世帯に依頼文書を送付している地区もあります。また、「ささえあい協賛金」を財源とする地区福祉推進組織への助成金については、各地域で積算方法が異なっており、市内で統一されていない状況となっています。

○ 課題解決の検討

こういった課題があることから、本会の 5 年間計画である奥州市社会福祉協議会発展・強化経営計画（令和 3 年度から令和 7 年度）において、会費とささえあい協賛金のあり方について検討することとしていたものです。

検討にあたっては、新たに組織した財政検討委員会へ本会会長が諮問して、十分な検討をした上で、答申をいただいたところです。

○ 改正案

本会で検討した結果、財政検討委員会の答申のとおり、ささえあい協賛金を廃止して会費に一元化する改正案としました。会費を 900 円から 1,100 円に増額し、増額した部分から統一した基準による地区福祉推進組織への助成金を支出するものです。

詳しくは、別紙 2 を参照願います。

○ 各地区福祉推進組織助成金取扱い案

この取扱いは、一般会費の納入世帯数に、単価 160 円を乗じた額を基本とする案としました。

この額が、現状の助成金額より低い場合は、80,000 円を限度として、2 年間補填を行います。なお、2 年経過後の補填については、令和 8 年度中に検討することとします。

詳しくは、別紙 3 を参照願います。

○ 今後の取扱い

これらの案については、5 月中旬に開催された各地域福祉推進協議会で説明をしました。

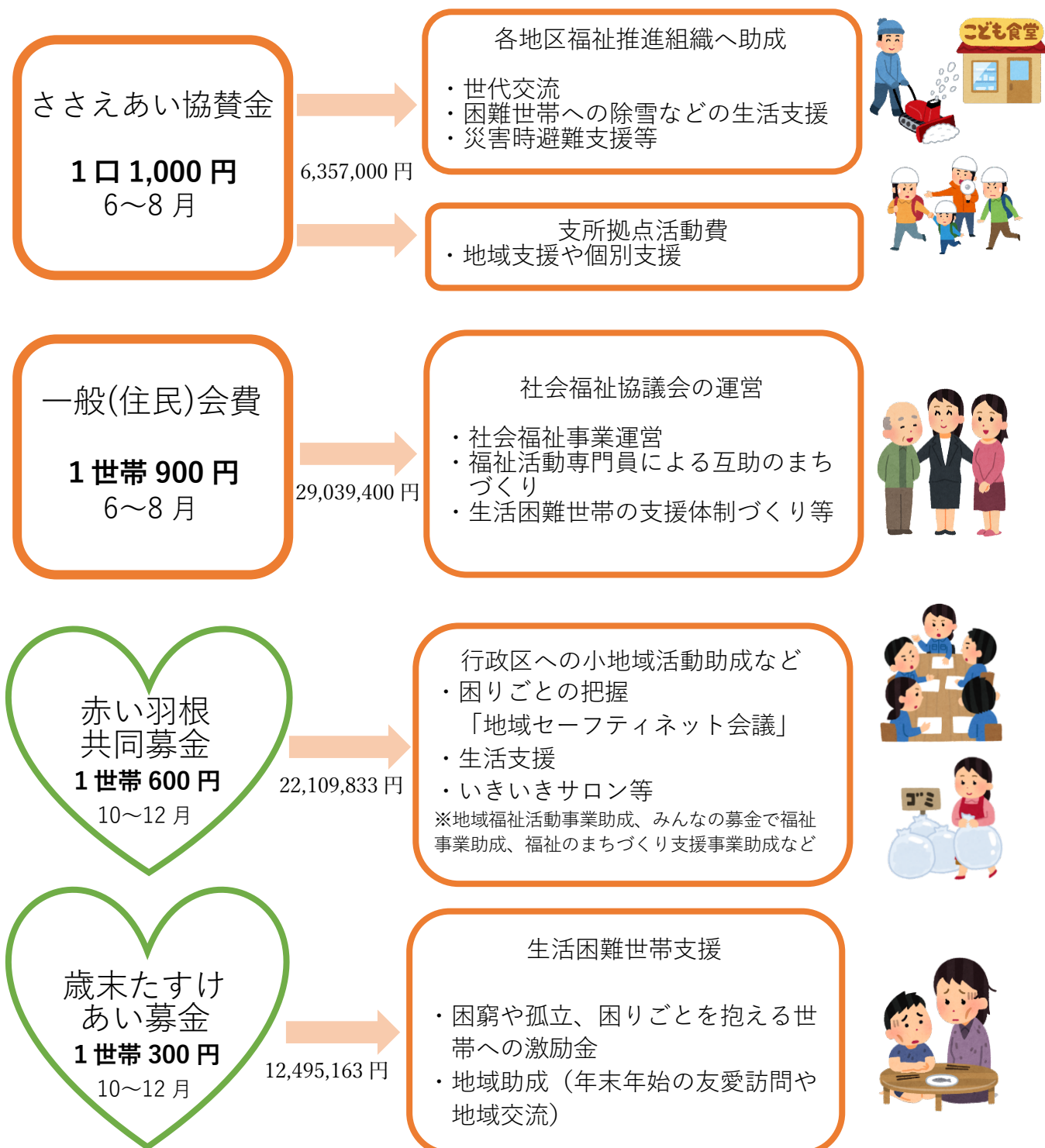
今後は、6 月から 9 月までの期間に開催される「かたりあいの輪福祉懇談会」などで説明をして、市民の方々からの意見をお聞きしていきます。

最終的には、市民の方々からの意見次第ですが、年末頃の本会理事会と評議員会で決定をして、その後、周知を図り、令和 7 年 4 月の施行を予定しているものです。

別紙 1

現在の会費・募金等の額と使いみち

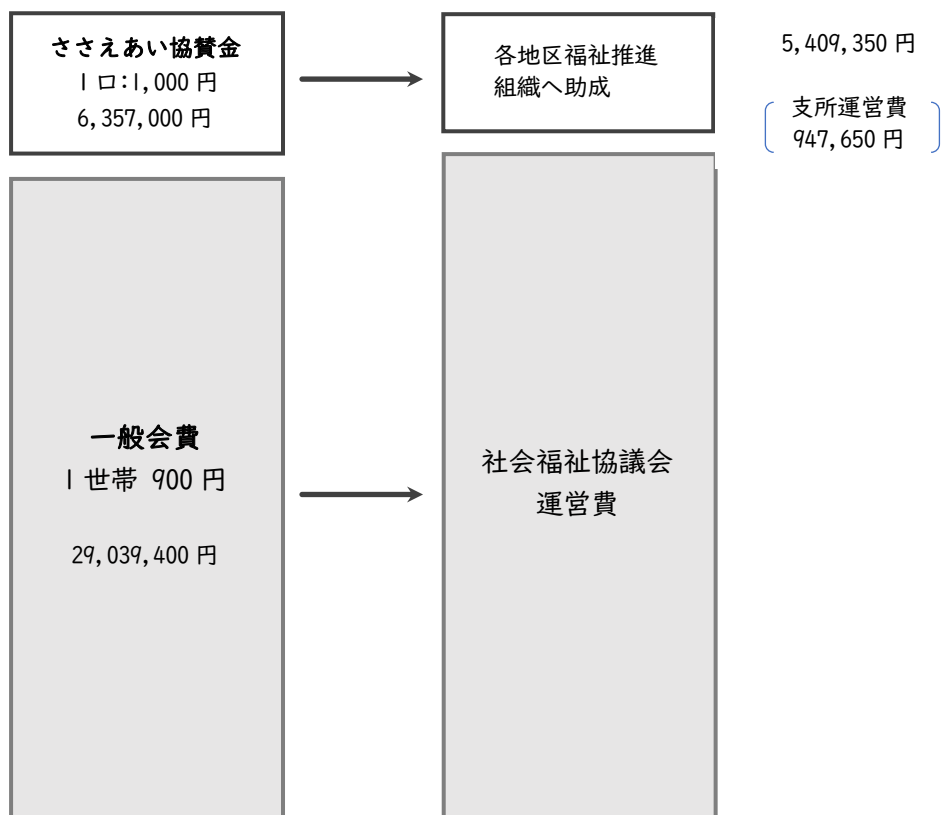
会員世帯の皆さまから、福祉活動推進員（行政区長）を通じるなどして、4種類の会費・募金等を納付いただいています。



※協賛金・会費・募金額は、令和4年度実績

別紙2

○ 現状（数値は、令和4年度実績）



○ 改正案（数値は、令和5年度の納入世帯数を基にして、全体として68%の納入率とした試算値）

